

神戸学院法学

第 21 卷 第 3 号

論 説

沿道地の利用と管理

民法二八五条の沿革

——イタリア法を継受したわが民法規定——

参入条件にみる域外企業の地位

——イタリア保険業法とEC指令の法理——

違法な取調と勾留場所の変更

——被疑者の移監請求権——

資 料

シンガポールの離婚法 一九一〇年・一九五〇年

村井 衡平 (19)

渡 辺 修 (三)

岡 田 豊基 (四)

大 島 俊之 (1)

荏 原 明則 (一)

1991年10月

神戸学院大学法学会